（飼養環境に関する事項）

（衛生管理区域内の整理整頓及び消毒）

21　衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすとともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行つて、敷地を定期的に消毒すること。

（厩舎等施設の清掃及び消毒）

22　厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。

（馬に関する事項）

（毎日の健康観察）

23　毎日、飼養する馬の健康観察（馬の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。

第四　衛生管理区域外への病原体の拡散防止

（人に関する事項）

（衛生管理区域から退出する者の手指消毒等）

24　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

（物品に関する事項）

（衛生管理区域から退出する車両の消毒）

25　衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。

（衛生管理区域から搬出する物品の消毒等）

26　馬の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。

（馬に関する事項）

（馬の出荷又は移動時の健康観察）

27　馬を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該馬の健康状態を確認すること。また、馬の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。

（異状が確認された場合の出荷及び移動の停止）

28　飼養する馬に異状が確認された場合（その原因が馬の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該馬が監視伝染病にかかつていないことが確認されるまでの間、農場からの馬の出荷及び移動を行わないこと。当該馬が監視伝染病にかかつていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。

（家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項の改正規定のうち1に係る部分中「管理者」を「飼養衛生管理者」に改め、同改正規定のうち3に係る部分中(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)の次に次のように加える。

(8)　野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

別表第二の二の項の改正規定のうち4(1)に係る部分中「をいう。以下」の下に「この項において」を加え、同改正規定のうち5に係る部分中「飼養する家畜」を「大規模所有者は、飼養する家畜」に、「管理者」を「飼養衛生管理者」に改め、同改正規定のうち7に係る部分中「いのしし等の野生動物が」を「野生動物が豚熱等の」に改め、「確認されている」の下に「など家畜伝染病の発生リスクが高まつている」を、「以下」の下に「この項において」を加え、「及び28」を「、28及び29」に改め、同改正規定のうち9に係る部分中「放牧の停止」を「法第三十四条の規定に基づく放牧の停止」に、「飼養できる畜舎」を「収容できる避難用の設備」に改め、同改正規定のうち14に係る部分中「当該」を削り、同改正規定のうち21に係る部分中「場合には、」の下に「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づき」を、「方法」の下に「等」を加え、同改正規定のうち23に係る部分中「屋外飼育施設」を「屋外飼養施設」に改め、同改正規定のうち29の見出し中「修繕」の下に「並びに大臣指定地域における放牧場についての取組」を加え、同改正規定のうち29に係る部分中「限る。」の下に「以下この項において同じ。」を、「修繕すること。」の下に「また、大臣指定地域においては、放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備の確保を行うこと。」を加え、同改正規定のうち33に係る部分中「３に規定するマニュアル」を「飼養衛生管理マニュアル」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　公布の日

二　第一条のうち家畜伝染病予防法施行規則別表第二の一の項の改正規定中９に係る部分及び同表第二の三の項の改正規定中24に係る部分の規定　令和三年十月一日

三　第一条のうち家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の五の改正規定、同令別表第二の一の項の改正規定中３に係る部分、同表第二の三の項の改正規定中３に係る部分及び同表第二の四の項の改正規定中３に係る部分の規定　令和四年二月一日

（野生動物の侵入防止のためのネット等の設置等及び家きんの死体の保管場所に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の家畜伝染病予防法施行規則（次条において「旧規則」という。）別表第二の三の項12及び14の規定は、令和三年九月三十日までの間は、なお従前の例による。

（情報の周知に関する経過措置）

第三条　旧規則別表第二の四の項17の規定は、令和四年一月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を次のように改正する。

令和二年六月三十日　　経済産業大臣　梶山　弘志

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部を改正する省令

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十七条　［略］	**第二十七条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　前二項の規定にかかわらず、法第三十四条第一項の規定による命令又は勧告があつた場合には、電気使用制限等規則（平成二	［新設］